ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車の前面ガラスにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　試験領域Ａにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が0.5㎜以下であり、かつ、３本以下であること。

⑵　試験領域Ｂ（試験領域Ａと重複する領域を除く。）にはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

⑶　試験領域Ｉにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

ハ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域Ｉにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

第百九十五条第五項第四号を次のように改める。

四　窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であって、次に掲げる要件に該当するもの。

イ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車に備える場合にあっては、次の⑴及び⑵に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　窓ガラスの曇りを防止する機器にあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域Ａに埋め込まれた場合にあっては機器の幅が0.03㎜以下で、密度が８本／㎝（導体が水平に埋め込まれた場合にあっては、５本／㎝）以下であり、試験領域Ｂ（試験領域Ａと重複する領域を除く。）に埋め込まれた場合にあっては機器の幅が0.5㎜（合わせガラスの合わせ面に埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜）以下であること。

⑵　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ｂ及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられ、又は埋め込まれたものであること。

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車に備える場合にあっては、次の⑴及び⑵に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　窓ガラスの曇りを防止する機器にあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域Ｉに埋め込まれた場合にあっては機器の幅が0.03㎜以下で、密度が８本／㎝（導体が水平に埋め込まれた場合にあっては、５本／㎝）以下であること。

⑵　試験領域Ｂ及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲又は試験領域Ｉ及び試験領域Ｉを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられ、又は埋め込まれたものであること。

ハ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車に備える場合にあっては、次の⑴及び⑵に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　窓ガラスの曇りを防止する機器にあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域Ｉに埋め込まれた場合にあっては機器の幅が0.03㎜以下で、密度が８本／㎝（導体が水平に埋め込まれた場合にあっては、５本／㎝）以下であること。

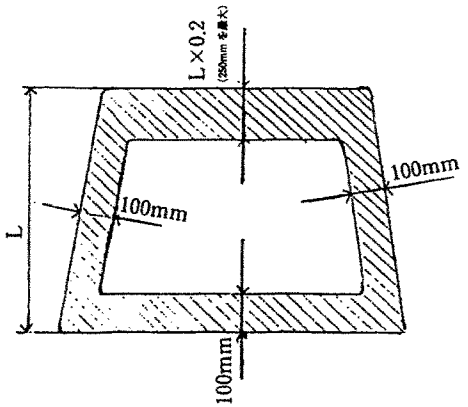
⑵　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ｉ及び試験領域Ｉを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられ、又は埋め込まれたものであること。

第百九十五条第五項第七号中「前各号に掲げるもののほか、」を「次に、」に改め、「透明であり、かつ、」を「透明であるもの。この場合において、」に、「における可視光線の透過率が」を「にあっては可視光線透過率が」に改め、同項に次の11号を加える。

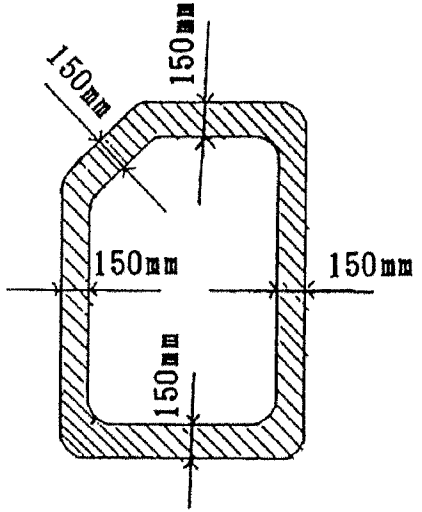
八　大型特殊自動車及び小型特殊自動車の窓ガラスに取り付けるワイパーモータ、扉の開閉取手（ガラス削り込みを含む。）及びガラス取付用金具等であって、次に掲げる要件に該当するもの。

イ　前面ガラスにあっては、当該ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又はガラス開口部周囲から各100㎜以内の範囲にはり付けられたものであること。

ロ　側面ガラスにあっては、ガラス開口部周囲から各150㎜以内の範囲にはり付けられたものであること。



【前面ガラスの例】



【側面ガラスの例】

九　法第75条の３第１項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要となる窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスに係る情報の表示であって、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているもの。

第百九十五条第六項第１号中「車両中心線と平行な鉛直面上」を「車両中心面と平行な面上」に改め、同条第七項中「透明であり」を「透明である」に改め、同条第八項を次のように改める。

８　次に掲げる窓ガラスであって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、第１項から第３項まで及び第５項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラス

二　法第75条の２第１項の規定に基づき窓ガラスについて型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラス又はこれに準ずる性能を有する窓ガラス